

# 豊川市木造住宅解体工事費補助金交付要綱

## (目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅の所有者が行う解体工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する豊川市木造住宅解体工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された豊川市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 豊川市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ（一財）愛知県建築住宅センターが実施する地震耐震（現地）診断

(3) 総合判定 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値

イ（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 解体工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体する工事

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 旧基準木造住宅の所有者（同等の権利を有する者を含む。国、地方公共団体その他公の機関を除く。）であること。

- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象経費は、次の各号のいずれにも該当する解体工事（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

- (1) 延べ床面積が30㎡以上あるもの。
- (2) 木造住宅耐震診断において総合判定が0.7未満と診断されたもの。
- (3) 豊川市が行う木造住宅耐震改修に関する補助金の交付を受けていないもの。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は20万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市木造住宅解体工事費補助金交付申請書（様式第1号）とし、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅解体工事費補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 案内図
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 工事前の写真
- (6) 完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業の実施場所が次に掲げる地区内においては、当該事業主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設
- (3) その他市長が協議を必要と認める事業

(交付の条件)

第7条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の着手は、補助金の交付決定通知後としなければならない。また、通知後起算して30日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、着手延期届(様式第3号)によりその旨を市長に報告しなければならない。
- (2) 工事中の内容を記録しなければならない。

(決定の通知)

第8条 規則第7条の規定により行う通知は、木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書(様式第4号)による。

(地位の承継)

第9条 補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者にその地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

4 地位の承継を受けようとする者は、木造住宅解体工事費補助事業承継届(様式第5号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、第8条の決定の通知を受けた日から起算して10日とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定より行う通知は、木造住宅解体工事費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)による。

(補助事業の変更)

第12条 申請者は、第8条により補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更し、補

助金の額に変更を生じる場合には、あらかじめ木造住宅解体工事費補助金変更承認申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更のない場合には、変更の内容がわかる書類を添付して、木造住宅解体工事費補助金変更届（様式第8号）を提出しなければならない。

- (1) 変更後の木造住宅解体工事費補助事業計画書
- (2) 変更後の工事見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、相当と認めたときは、木造住宅解体工事費補助金変更承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 申請者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、木造住宅解体工事費補助事業中止（廃止）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第14条 市長は必要があると認めるときは、補助事業の工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、前項の中間検査を行った結果、補助事業が適切に実施されていないと認める場合には、申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了実績報告書）

第15条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書の様式は、木造住宅解体工事費補助事業完了実績報告書（様式第11号）とし、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅解体工事費決算書（様式第12号）
- (2) 請求書又は領収書の写し（着手日及び完了日の記載があるもの）
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し

2 前項の規定による提出は、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに行なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を記載した木造住宅解体工事費補助事業完了遅延届（様式第13号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、前項の遅延届の提出があったときは、その内容を確認し、指示書（様式第14号）により申請者に指示するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第16条 規則第14条の規定により行う通知は、木造住宅解体工事費補助金確定通知書（様式第15号）による。

（補助金の交付）

第17条 補助金は、補助事業完了後交付する。

2 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅解体工事費補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき
- （3）第15条第2項に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき
- （4）その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

（書類の保管）

第19条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、保管しなければならない。

（実施細則）

第20条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。